

香川県条例第48号

香川県屋外広告物条例の一部を改正する条例

香川県屋外広告物条例（昭和40年香川県条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(禁止区域) 第4条 略	(禁止区域) 第4条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。 (1)～(7) 略
(許可地域) 第6条 略	(許可地域) 第6条 前2条に該当する場合を除き、次に掲げる地域又は場所において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。 (1)～(4) 略
(適用除外) 第7条 略 2 略 (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置するもの（以下「自家用広告物」という。）で規則で定める基準に適合するもの (2)～(6) 略 3 略 (1)・(2) 略 <u>(3) 自家用広告物（前項第1号に掲げるものを除く。）</u>	(適用除外) 第7条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条及び前条の規定は、適用しない。 (1) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示し、又は設置するもの (2)～(6) 略 3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条の規定は、適用しない。 (1)・(2) 略

(許可の基準)

第13条 略

第40条 略

2 略

(1) 略

(2) 第7条第1項第5号若しくは第2項第1号又は第13条第1項に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(3) 略

3 略

(手数料)

第45条 略

別表 (第45条関係)

種 別	区分及び単位	手 数 料 の 額	
		照明装置を使用しないもの	照明装置を使用するものの
略			
広告板又は 広告塔（広告を建物、 塀その他の	略 広告表示面積30平方メートル以上100平方メートル未満のもの1件		

(許可の基準)

第13条 第6条、第7条第3項、第11条第1項又は前条第1項の許可に係る基準は、規則で定める。

2 略

第40条 広告物に関する重要事項を調査審議するため、香川県屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 知事は、次に掲げる場合においては、審議会の意見を聴かなければならぬ。

(1) 略

(2) 第7条第1項第5号又は第13条第1項に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。

(3) 略

3 略

(手数料)

第45条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 第6条、第7条第3項、第11条第1項又は第12条第1項の許可を受けようとする者 別表に定める額

(2)～(4) 略

2・3 略

別表 (第45条関係)

種 別	区分及び単位	手 数 料 の 額	
		照明装置を使用しないもの	照明装置を使用するものの
略			
広告板又は 広告塔（広告を建物、 塀その他の	略 広告表示面積30平方メートル以上のもの1件 につき	6,400円に 広告表示面 積のうち30	8,000円に 広告表示面 積のうち30

工作物等に直接表示し、又は設置するものを含む。)	につき		工作物等に直接表示し、又は設置するものを含む。)		平方メートルを超える部分の面積が10平方メートルを増すごとに1,700円を加えた額	平方メートルを超える部分の面積が10平方メートルを増すごとに1,800円を加えた額
<u>広告表示面積100平方メートル以上のもの1件につき</u>		<u>18,300円</u>		<u>20,600円</u>		

略

備考 略

略

備考 略

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成25年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の際現に改正前の香川県屋外広告物条例第7条第2項第1号の規定の適用を受け適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件で、改正後の香川県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第7条第2項第1号の規定の適用を受けないものについては、この条例の施行の日から1年間は、新条例第6条又は第7条第3項の許可を受けることなく表示し、又は設置することができる。その期間内に当該広告物又は掲出物件についてこれらの許可の申請があった場合においてその期間を経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。
- 前項に規定する広告物又は掲出物件のうち、新条例第13条第1項の基準に適合しないもので、その改造、移転又は除却をすることが容易でないものについては、当該広告物又は掲出物件の形状又は大きさを変更する場合を除き、同項の基準に適合するものとみなして、同項に掲げる許可をすることができる。